



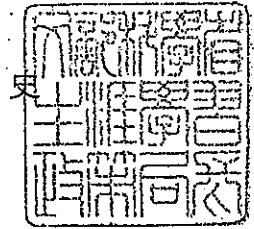
23文科生第873号

平成24年3月30日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省生涯学習政策局長

合 田 隆



平成24年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度  
認定試験の実施について（依頼）

平成24年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験を、別紙1の実施要項及び別紙2の取扱いのとおり実施する予定としておりますので、本試験が円滑に行われるよう御協力をお願いします。

ついては、貴教育委員会において本試験の事務を担当する部課名、担当者の職名、氏名等を別紙3に御記入の上、5月2日（水）までに当局生涯学習推進課宛て報告願います。

また、後日官報により、平成24年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の施行期日、試験会場等について告示を行う予定です。

このことについて、別紙4により5月11日（金）までに試験会場の推薦をお願いします。

なお、受験案内及び願書等必要な諸用紙は7月頃に送付する予定であることを申し添えます。

【本件問合せ先】

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課

認定試験第一係・認定試験第二係

TEL 03-5253-4111(内線2643、2024)

03-6734-3267(直通)

FAX 03-6734-3715

e-mail k-shiken@mext.go.jp

平成 24 年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験実施要項

平成 24 年 3 月 30 日  
生涯学習政策局長決定

1 趣 旨

本認定試験は、病気などやむを得ない事由により、保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予又は免除された者、保護者が就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ、受験しようとする認定試験の日の属する年度の終わりまでに満 15 歳に達する者で中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めたもの、年度末までに満 16 歳以上になる者、及び日本の国籍を有しない者で、年度末までに満 15 歳以上になるものに対し、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験であり、合格した者には高等学校の入学資格が与えられる。

2 実施主体

認定試験は、各都道府県教育委員会、関係省庁及び関係機関の協力を得て、文部科学大臣が行う。

3 受験資格

- (1) 就学義務猶予免除者である者又は就学義務猶予免除者であった者で、平成 25 年 3 月 31 日までに満 15 歳以上になるもの
- (2) 保護者が就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ、平成 25 年 3 月 31 日までに満 15 歳に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めたもの
- (3) 平成 25 年 3 月 31 日までに満 16 歳以上になる者（(1) 及び (4) に掲げる者を除く。）
- (4) 日本の国籍を有しない者で、平成 25 年 3 月 31 日までに満 15 歳以上になるもの

4 願書受付期間

平成 24 年 8 月 17 日（金）から同年 9 月 4 日（火）までとする。（平成 24 年 9 月 4 日の消印があるものは有効とする。）

5 出願書類

- (1) 認定試験願書・履歴書
- (2) 戸籍抄本又は住民票の写し（日本の国籍を有しない者については、外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）の規定による登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書）1 通（いずれも出願前 6 月以内に交付を受けたもの）

- (3) 写真2枚（出願前6月以内に撮影した無帽・正面上半身のもの（縦5cm、横5cm））
- (4) 市町村（特別区を含む。（5）において同じ。）の教育委員会の作成した就学義務の猶予又は免除を受けた旨の証明書（「3 受験資格」の（1）に該当する者に限る。）
- (5) 市町村の教育委員会の作成した中学校を卒業できないと見込まれることについてのやむを得ない事由に関する書類（「3 受験資格」の（2）に該当する者に限る。）

## 6 願書受付

- (1) 受験希望者は、文部科学省に出願書類を提出する。
- (2) 文部科学省は、明らかに受験資格のない受験希望者については、その旨説明した上で出願書類を受験希望者に返却する。
- (3) 「3 受験資格」の（2）に該当する受験希望者については、受験資格の有無を文部科学大臣が判断し、その結果受験資格のない受験希望者については、その旨説明した上で出願書類を受験希望者に返却する。
- (4) 文部科学省は、受験資格を有する受験希望者に対して受験票を交付する。
- (5) 文部科学省は、受験地の都道府県教育委員会に対して出願書類のうち、受験者票は原本を、その他の必要な書類は写しを送付する。
- (6) 受験希望者のうち「10 試験の方法」の（3）又は（4）に該当し、免除を申請する者は、知識及び技能に関する審査に合格したことを証明する書類を提出する。
- (7) 受験希望者のうち「10 試験の方法」の（4）に該当し、免除又は振り仮名付き問題冊子の使用を申請する特別の配慮を要すると認められる者で外国籍の者については、「5 出願書類」の（2）の書類で確認し、日本国籍を有する者については、2年以上継続して外国に居住したことを証する書類及び平成21年8月17日以降に帰国したことを証する書類（パスポートの写し等）を提出する。また、帰化した者等については、「5 出願書類」の（2）の書類に帰化等の事実を記載して提出する。

## 7 試験期日及び時間割

(期 日) 平成24年11月1日(木)

(時間割)	区 分	午 前		午 後		
	試験科目	国 語	社 会	数 学	理 科	外国語 (英 語)
時 間	10:00 ～ 10:40	11:00 ～ 11:40	13:00 ～ 13:40	14:00 ～ 14:40	15:00 ～ 15:40	

## 8 試験場

各都道府県ごとに、都道府県教育委員会の提出に基づき決定する。

## 9 試験科目

国語、社会、数学、理科、外国語（英語）

## 10 試験の方法

- (1) 試験の方法は、筆記（視覚障害者については点字）とする。
- (2) 障害により、試験の実施に際し特別の配慮を必要とする場合は、別途これを協議する。
- (3) 以下の検定試験の合格者に対して、本人の願い出により、『英語』の試験の免除を認める。

検定試験の名称	実施団体	審査の級
実用英語技能検定	財団法人日本英語検定協会	3級以上の合格者
英語検定試験	公益財団法人全国商業高等学校協会	3級以上の合格者
国際連合公用語英語検定試験	財団法人日本国際連合協会	E級以上の合格者

- (4) 特別の配慮を要すると認められる者（※）に対して、以下の措置を設ける。
  - ① 日本語能力試験（実施団体：独立行政法人国際交流基金及び財団法人日本国際教育支援協会）においてN2（2級）以上の合格者に対して、本人の願い出により、『国語』の試験の免除を認める。
  - ② 本人の願い出により、振り仮名付き問題冊子の使用を認める。

※「特別の配慮を要すると認められる者」とは、以下のとおり。

- ① 日本の国籍を有しない者。
- ② 日本の国籍を有する者であって、2年以上継続して外国に居住していた者（試験の出願期間の最初の日から数えて3年以内に帰国した者に限る。）。
- ③ 上記に準ずる者として文部科学大臣が認める者。

## 11 合格発表

合格発表の時期は、平成24年12月7日（金）の予定。

発表の方法は、直接本人あての通知をもって行うとともに、全科目合格者には認定証書を、科目合格者には科目合格証書を、その他の者には結果通知をそれぞれ送付する。また、都道府県教育委員会に対しては、それらの者の氏名等を通知する。

## 1 2 実施に必要な経費

経費については、試験監督謝金及び消耗品費等を支出委任する。

## 1 3 その他

### (1) 試験の期日等の告示

認定試験の期日、場所及び出願の期限は、官報で告示する。

### (2) 書面により手続きを行う場合の受験案内及び出願に必要な諸用紙は、都道府県教育委員会に備えておくこととし、受験希望者は、直接又は市町村教育委員会を通じてこれを都道府県教育委員会に請求する。なお、受験案内は、市町村教育委員会においても事務用として備えておくこととする。

実施要項「3 受験資格」で定める「中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由」の取扱について

「(2) 保護者が就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ、平成25年3月31日までに満15歳に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めたもの」として取り扱うことができる者は、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（以下「義務教育諸学校」という。）に登校する意思があるにもかかわらず、やむを得ない事由により義務教育諸学校を欠席している者及びインターナショナル・スクール等に在籍する日本国籍を有する者で、中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると認められる者（帰国子女で中学校の教育指導に適應することが極めて困難なために就学できなかった者など）とする。